

伊丹市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市道路占用料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年政令第243号）による道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正等に伴う規定整備を行うため。

伊丹市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成26
年伊丹市条例第 号）

伊丹市道路占用料条例（昭和44年伊丹市条例第9号）の一部を
次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「法第
35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）
第18条に定める事業を除く。）または」を削る。

第6条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。